

報告事項 1

森林整備指針検討部会における
議決事項について

大阪府森林整備指針

第1 はじめに

背景・目的

対象：地域森林計画対象民有林 約54,000ha

- 本年4月から森林経営管理制度・森林環境譲与税がスタート。
- 森林行政における市町村の役割が増大し、市町村自らが森林整備を実施。
- 府、市町村、森林所有者、森林ボランティアが連携・協調して森林の整備、管理を進めることが必要。
- そのため、将来の望ましい森林の姿と、それを実現するための技術的な手法等を示す「大阪府森林整備指針」を策定。

【参考】部会での検討状況

- H30.7.30 森林審議会で諮問
- H30.10.29 第1回部会(森林区分)
- H31.2.6 第2回部会(条件設定)
- H31.3.25 第3回部会(施業方法)
- R元.6.19 第4回部会(ロードマップ)
- R元.8.23 第5回部会(最終調整)
- R元.8.23 答申
- R元12.17 森林審議会で報告

第2 指針の4つの目標

メリハリをつけた林業経営

○ 林業の条件適地の人工林は木材生産、条件不適地は、広葉樹林に転換する

防災に配慮した森づくり

○ 災害が起きにくい、起きてても被害を最小限とする森づくりを目指す

広葉樹などの資源の育成と活用

○ 条件のいい場所では、資源を有効に活用し、森林更新を図る

多様な森づくり

○ 防災面等から、多様な環境がモザイク状に配置された森づくりを目指す

第3 森林区分の設定

「メリハリをつけた林業経営」のためには、林業経営が成り立ちやすい場所と成り立ちにくい場所を区分する必要がある。以下の条件を元に、①～④の4つに区分した。

林業適地の主な自然的条件

- 地形（傾斜）：35°以下
- 土壌：褐色森林土であること

林業適地の主な社会的条件

- 路網からの距離：200m以内
- 森林経営計画の策定：策定されていること
- 人工林のまとまり：路網作設や効率的な施業が可能
- 所有者の意向：林業経営を続ける強い意向

<4区分の管理の方向性>

① 資源循環林

スギ・ヒノキ人工林

適地の人工林は林業経営を通じて、維持管理を継続

③ 資源管理林

広葉樹林・竹林・マツ

健全な広葉樹林を維持しつつ、可能な場所では森林資源を活用を通じた森林管理

② 広葉樹林への誘導・転換

スギ・ヒノキ人工林

不適地の人工林は広葉樹林への誘導・転換を図り、維持管理費用を縮減し、災害に強い森林として維持

④ 自然遷移林

広葉樹林・竹林・マツ

人の手を入れず自然に任せるが災害懸念箇所では公的に対策

共通する配慮事項

防災対策

森林が持つ防災機能を高度に発揮させるため、適期に施業を行うとともに、流木となる恐れがある立木やインフラに影響を及ぼし得る高木は事前に伐採する。

生態系保全

針葉樹林や広葉樹林、草地など多様な自然環境をモザイク状に配置し、植樹する場合は、遺伝子のかく乱に配慮する。

シカ食害対策

野生シカ生息地では、植樹の際には、獣害防止筒又は防護柵を設置等の対策を行い、関係課とも連携し、頭数を減らすなどシカ対策を推進する。

景観対策

自然歩道沿いや、眺望対象となる山林では、植栽する樹種の選定や樹木の適正な密度管理や景観を阻害する樹木の伐採などに努める。

みどり推進室

<特に対応が必要な森林>

風倒木被害地

放置すると、二次災害の危険や森林再生の妨げになりますので、防災面で優先度の高い箇所から、早期に被害木を整理し、自然的条件と社会的条件に照らして、前述の①～④のいずれかの森林への移行を図ります。

ナラ枯れ被害地

特に、後継となる高木が育っていない箇所や、枯死木が道路沿いにあり放置すると危険な箇所については、早期に対策を実施し、自然的条件と社会的条件に照らして、前述の①～④の森林への移行を図ります。

拡大竹林

広がった竹林が隣接する人工林や広葉樹林を衰退させ、林相が単一化してしまうため、拡大防止対策を早期に実施し、自然的条件と社会的条件に照らして、前述の①～④のいずれかの森林への移行を図ります。

第4 保育・管理方針

① 資源循環林

持続的に木材資源の有効活用を図るために、人工林の保育・伐採・再造林という林業の経済サイクルを維持する。

③ 資源管理林

健全な広葉樹林を維持する
搬出可能な場所では、資源を経済的に利用することを通じて、保育・管理を行う。

② 広葉樹林への誘導・転換

条件不適地の人工林では、管理コストの削減に向け、積極的に広葉樹林への転換を図りつつ、公益的機能の向上に努める。

④ 自然遷移林

基本的には自然遷移に任せる。

風倒木被害地

防災面で優先度の高い箇所から、早期の森林回復に向けて、被害木の整理・搬出及び植樹を実施する。

ナラ枯れ被害地

被害地の植生状況を観察しながら、将来、健全な森林に回復するよう、森林再生を図る。

拡大竹林

周囲の森林への侵入・拡大が懸念される箇所において、当面重点的に拡大防止策を講じる。

第5 活用のロードマップ

大阪府森林整備指針の策定

